平成２５年（フ）第１１７号
愛知県豊橋市三ツ相町258番地の３　Ａ―102
債務者　[redacted]目　　太
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第４６３号
東京都小金井市東町１丁目44番23号サンハイツシマダ205
債務者　下田　　晃
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４９号
栃木県佐野市浅沼町565番地１　サンライズマンション２号館Ａ３
債務者　田村　和男
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第９１７号
神奈川県大和市南林間２丁目15番10号　ハウス田口Ｃ号
債務者　田口美貴子（旧姓小谷）
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１００７号
横浜市保土ヶ谷区和田２丁目３―３―307、住民票上の住所横浜市旭区本宿町113番地３ビッグヴァン二俣川第３―203号
債務者　渡邊　幸雄
成年後見人　渡邊　淳子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０４６号
横浜市金沢区富岡西４丁目37番８号　コーポ石田106号
債務者　細田　七重
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０５２号
神奈川県茅ヶ崎市室田２丁目２番32号
債務者　田村　秀子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１８６号
横浜市磯子区西町15番22―511号
債務者　中臣　真吾
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８５号
北海道旭川市新富２条１丁目14番８号　いこい荘左
債務者　加藤　ユカ（旧姓関）
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８６号
北海道旭川市永山３条９丁目１番42号　アートハイム202
債務者　柳杭田　勝
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８８号
北海道富良野市東麻町７番10号
債務者　松辻　宴美
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４５号
東京都青梅市新町７丁目31番地の１フラワーハイツ224
債務者　新居　勝彦
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４８１号
東京都町田市忠生１丁目28番地16ヨシカワビル201
債務者　渋谷　　香
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第４０号
千葉県茂原市本納1747番地
破産者　有限会社大林建設
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１２８１５号
東京都大田区西馬込１丁目19番11号
破産者　イイダテクニカ株式会社
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０号
沖縄県名護市字宇茂佐1460番地２
破産者　株式会社沖縄環境向学
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部